

**国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法等の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案**

(国立市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 国立市市税賦課徴収条例（昭和 29 年 6 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 4 中「交付手数料」を「交付（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第 30 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 33 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 30 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 33 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項そ

の他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第31条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第33条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第33条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければならない」を「付記しなければならない」に改める。

第33条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第33条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第45条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第

3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第45条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第64条の3中「閲覧の」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の」に改める。

第64条の4中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第8条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第20条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第21条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第26条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第33条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第26条の2の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第33条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第26条の2の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含

む。）」を削る。

附則第31条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第32条を削る。

(国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年6月国立市条例第19号）の一部を次のように改正する。

国立市市税賦課徴収条例第33条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中国立市市税賦課徴収条例第30条第4項及び第6項、第31条の9第1項及び第2項、第33条の2第1項ただし書及び第2項、第33条の3第2項及び第3項並びに第45条の7の改正規定並びに同条例附則第20条の3第2項、第26条の2第4項並びに第26条の2の2第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中国立市市税賦課徴収条例第15条の4、第64条の3及び第64条の4の改正規定並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第15条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 3 3 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の国立市市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第 3 3 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 3 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 3 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 3 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 6 4 条の 3（地方税法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 3 8 2 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 新条例第 6 4 条の 4（地方税法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 3 8 2 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。